

平成29年鞍手町議会第3回定例会会議録（第3号）						
平成29年 6月14日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成29年 6月14日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成29年 6月14日 午後2時06分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 員	2	須藤信一郎		3	川野高實	

職 務 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 次長	長浦良	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	石井通稔	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成29年第3回鞍手町議会定例会議事日程

6月14日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第26号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第2 議案第27号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第3 議案第28号 鞍手町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
- 日程第4 議案第29号 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第5 議案第30号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第31号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町一般会計補正予算第6号）
- 日程第7 議案第32号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）
- 日程第8 議案第33号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号）
- 日程第9 議案第34号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号）
- 日程第10 議案第35号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号）
- 日程第11 議案第36号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第37号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成29年度固定資産税の課税免除
- 日程第13 議案第38号 地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更
- 日程第14 議案第39号 専決処分の承認（平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）
- 日程第15 議案第40号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年6月14日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第26号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回の税条例の一部を改正する条例で、改正の具体的内容を教えていただきたいと思えます。それによって町民への影響はどうなっているのかというのを教えてください。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

お答えいたします。

今回の改正につきましては、条例の改正の主な内容としましては、軽自動車税におけるグリーン化特例を、基準を見直した上で2年間延長する。それから、固定資産税におきまして保育事業に関するもので、わが町特例を規定したこと。それから上場株式等の配当所得については、いままでも所得税と住民税で異なる課税方式の選択が可能だったのが、地方税法の方でこの内容が明確化されたことに伴い規定の整備をすること等が大きな改正となっております。ほとんどが地方税法側で改正が行われ、それに伴って字句の整理、それから条ズレの整理等をする内容となっております。直接住民の方に、すぐに影響がでるといような部分ではないと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第26号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第26号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第27号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第27号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第27号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第28号 鞍手町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回新しく条例を制定することにより、今まで書面だけで出していたものを、これはパソコンを通じて、インターネットを通じていろいろすることができるとのことなのでしょうか。具体的によく分からないので教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

マイナンバー制度を利用した子育てワンストップサービスというものが、今年の7月から開始されます。それに向けて条例等に基づく手続きで、いままでは書面により行うことが定められていた申請書が、原則としてオンライン、ご家庭のインターネットを通じて手続きが可能となるようになりました。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

中身を見ますと、今課長が言われた子育てワンストップですかね。ちょっとよく分からないのですが、これを見たらいろいろなことが、処分がどうのこうのとか、いろいろ書いていますが、例えば、行政処分の通知等におきましてもインターネットでポンとメールで送るだとか、それでOKだというふうにもとられますし、何かありとあらゆるものに通じているのではないかなというふうに思いますけれども、その辺どういうことですか。マイナンバーはみんな持っていますが、例えば、住民票が取れるだとか、いろいろなことも含めての制定なのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

今議員さんがおっしゃいましたように、住民票とかは今のところは考えられておりません。子育てワンストップサービスというのは、児童福祉とか保育の関係に限定されております。申請に関しては、いままで申請書を書面でしかできなかったのですが、それがパソコンを通じて申請されるようになります。そして処分等というのは、役場の方からも本人さんに対して処分をする時に書面でということだったのが、それもパソコンに返信できるようになったのがこの条例の内容です。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

この条例を見ると、子育てうんぬんというのが一言もないのです。今の課長の答弁を聞きますと、子育てに関することに限定されるような答弁だったと思うのですが、全般的に影響するとか、そういうことにも考えられるわけです。もう一つは、安全性ですが、一言安全性を確保するように規則で定めるということも書いてありますが、全然違う方が家庭のパソコンを見て何かいろいろなことができるだとか、いろいろな事が考えられるのではないかと思うのですが、個人情報をつっぱるだとか。そういうことも含めて安全性についてどういうふうに考えられているのかも含めてお答えください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

まず、子育てワンストップサービスというのは、実施時期が29年7月からになっていますが、それは児童手当が最初にあります。その後、今年の9月以降、30年になりましたらという感じで保育、1人親支援とか、母子家庭に関して次々と業務がまた新たに入ってくる、今のところは予定になっております。先程議員さんがおっしゃいましたように、住民票というのはまだ取れません。安全性の確保につきましては、マイナンバーカードを使用しておりますので、ご自宅のパソコンを使いましてカードのリーダーライターというのを購入してもらって、マイナンバーカードをその中に入れてもらって、本人確認はするようになっておりますので、第三者がマイナンバーカード無しに、その人の個人情報を確認するということは想定しておりません。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

子育てに限定されるのか？そういうふうには見えないが。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

この条例の中では、まだ子育てに限定するものにはなっておりませんが、将来オンライン化をして、この先いろいろな業務が新たに加わってくる可能性がありますので、この条例をいま新しく制定するものです。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

町民側の方からの利便性のことはよく分かったのですが、この目的の中に行政運営の簡素化及び効率化に資するというふうにあります。行政側としてはどのように具体的に効率化、簡素化ができるのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

住民の利便性が一番なのですが、行政側にしましたら、わざわざ本人さんに来てもらわなくても手続きがオンラインでできるということです。そして将来的にはプッシュ機能というのがあります。本人さんに行政側のお知らせを相手の方のパソコン等にお知らせできるようになりますので、そういう便利な面もあると思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

私の考えるところ、要するに窓口業務が減るといふようなことで効率化が図られるかなというふうには思いました。ただ、全ての窓口関係が全部オンラインで繋がっているということにはならないのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

全ての業務がオンラインで繋がるということは今のところはありません。住民票とかにしましては、まだ住基ネットというシステムがありますので、そちらの方を通じてやっておりますので、全ての業務がオンラインで繋がるということは想定しておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

この28号と、後ほど出てくる29号の個人情報の関係もありますが、荒尾市の市役所の職員が業務の中で個人情報を取得して犯罪に結び付いていたというようなことが今日の新聞に載っていました。業務の一つとして、端末から他の情報を、鞍手の職員が取得するということになり得ることはないのかどうかと、また、それを防止する対策はきちんとできているかどうかについてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

今日、荒尾市の情報が入っておりましたが、この新しい条例の第7条に、手続き等に係る情報システムの整理等というのがあります。その中で、その他必要な措置というのがありますが、この必要な措置とは何かと申し上げますと、町の職員の情報活用能力の向上のための取組、具体的には職員研修等をこの条例の中では考えております。規則の中でも管理規則というのはきっちり設けて、セキュリティのポリシーもきっちり整備して、これに対応できるように、町の職員がこういう不正なことが起こらないように、こちらの方からも監視していきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第28号は総務文教委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第28号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第29号 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

非常に長い条例の名前ですが、具体的にはどういうことを指している条例なのかを分かりやすくお願いします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

この条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律、いわゆる番号利用法というのがあります。その中で、第19条の8号というところに特定個人情報の提供制限について、例外事項の追加というのが法律の中で追加がされました。それに基づきまして、個人情報保護条例と次の鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条

例というのが、法の改正によりここの条例が改正になっております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第29号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第29号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第30号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第30号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第30号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第31号 専決処分の承認(平成28年度鞍手町一般会計補正予算第6号)を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の46頁をお開きください。

1款 議会費及び2款 総務費について、46頁から71頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

59頁の定住促進奨励金についてです。165万6千円ほど減額になっています。当初予算からすれば1割強が減額になっていますが、当初は何世帯の予定で予算を組んでいて、実質的には何世帯が利用されたのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

当初予算では198世帯予定しておりました。最終的に実績の世帯数としましては182世帯でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

182世帯が利用されたということですが、その内の町外の方の利用件数は何世帯ですか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

182の実績の内、町外から転入された世帯は89世帯でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、70頁から107頁まで質疑はありませんか。

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

72頁の障害者福祉費で、これは利用者が減少したということで減っていますが、この内容を教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

鯉坂議員、今の質問についてですが、歳入歳出全般の中で再度整理して答弁させますので、質問の意味が十分こちらの方に伝わっていない部分もありますから、それでよろしいでしょうか。歳入歳出全般で質疑を受けますから、その中でもう一度質問していただくということで。そして整理していただきたいと思います。

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について、106頁から127頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

117頁の特産品販売促進事業補助金ですが、354万円減額となっております。その理由についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

この事業は、JA直鞍に対し特産品の販売、それから特産品の試験研究費ですね。あるいは観光農園、そういったものを委託して観光ピーアールしようという事業で、当初414万

7千円を予算措置していました。しかしながら、これは半分の約200万余につきましては、ぶどう等の売上代金が発生しますので、実質補助費としては207万2千円程が実際の補助金額ということで予定をしておりました。しかし、去年は天候不順で古賀サービスエリア等々で予定しておりました特産品の販売が中止になる。あるいは、道の駅むなかた、グローバルアリーナで予定しておりました特産品の販売、これが雨天により販売数がものすごく減少した。あるいは、観光農園については予算措置をしておりましたが、KBCラジオ等が行う事業に乗っかる形で予算を支出する必要がありませんでした。こういうものでありまして、146万5千円程を支出することがございましたので、その分を含めて減額しております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から13款 諸支出金について、126頁から163頁まで質疑はありませんか。

須藤 敏夫君。

○13番 須藤 敏夫君

127頁 消防費の中で報酬の部分が合計127万6千円減額になっていますが、消防団員の定足数を満たしていないのか、それとも辞めた方が多かったのか、その理由を教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。条例の中では定数は200人となっておりますが、この定数は満たしていませんのでこの分で予算を減額しております。200人に対して実績は158人となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

12頁をお開きください。

歳入は一括して質疑をお受けします。

12頁から45頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

19頁、福祉人権課の児童人権係が2千万円ほど減額になっています。これは、公立、私立の保育所の利用負担金が大きく減少していますが、その理由についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

公立保育所の利用者負担金につきましては、他市町村の運営費といたしまして、当初、月26人見込んでおりましたが19人となり、約700万円の減額となっております。残りは今年度所得状況による階層の差によるものと考えております。私立保育所につきましては、当初、月193人見込みが概ね5.8人、約70か月分が減額となり、今年度の所得状況の階層の差により減額になったと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

21頁です。建設課建築係の277万9千円で、その内の町営住宅使用料、改良住宅使用料滞納金分の繰越金分。あと、町営の浄化槽の使用料改良住宅浄化槽使用料の滞納分を含めて、全て277万9千円が減額になっています。その理由についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

お答えいたします。

町営住宅の使用料につきましては、最終的な調定額が公営住宅につきましては1,397万6,300円でしたが、これに対しまして収入額が1,313万9,900円ということで収入率が94%となっております。また、改良住宅につきましては、調定額3,920万7,700円に対しまして、収入済額は3,680万8,700円で収入率は93.8%ということで、前年度と比べますと公営住宅の方で0.8ポイント、それから改良住宅の方では0.4ポイントほど収入率は落ちております。

浄化槽の関係につきましては、28年度から町の方で取扱いをしました。それまで地元の方で取扱いをしていただいていた分ですが、これにつきましては、使用率が5月の出納閉鎖になりました時点で、公営住宅で80.5%、改良住宅で91.2%ということで、ちょっと滞納になっておられる方が多いと。原因を調べてみましたところ生活保護をもらわれている方がその中に多く含まれていると。生活保護費の中に住宅の使用料の部分は含まれているけれども、浄化槽の使用料については含まれていないので、その分が滞納になってきているということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

滞納ということですが、額としては73万5千円とか64万円とか、また浄化槽の使用料

も46万とか39万円ということですが、この住宅と浄化槽との滞納者が同じなのか、違うのか。また町営住宅、改良住宅にしても、特定の数人の方だけの滞納なのか、または広く1か月、2か月だけの滞納なのか、どういう状況で滞納になっているのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

使用料は浄化槽についても、多くは同じ方がどうしても滞納されているということで、特に公営住宅では7世帯、その中でも2世帯についてはかなり慢性化しておりまして、それ以外のまだそんなに滞納になって長くない方については、いろいろご相談をしながら解決をしていくように努めております。改良住宅につきましては、滞納世帯26、そのうち特に厳しい状況が3世帯ございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

予算上はこういう状況だとしても、特定の慢性化というか、長期に滞納している方については何かしかの方法を取っていかないといけないと思うのですが、そのあたり、町長としてはどのように考えているのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。そうですね、議員がおっしゃるように、当然のことながらこれは回収するべきだと思いますけれども、なかなかお体の悪い方や色々、諸々も私のところに決裁を取りに来たときに聞いています。そういったところも加味しながらしっかりと回収していきたいと、そのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

先程の鮎坂議員の質問に対して答弁をさせます。

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

75頁をお開きください。質問は中段の障害福祉サービス20節、扶助費の474万7千円の差額はということで、またこの人数はということでお尋ねがございました。今年度訪問系サービス給付費につきましては、総額で299人の状態でございます。当初予算につきましては324名で54名の差となっております。続きまして通所系サービス給付費につきましては、当初1,536名を見込んでおりましたが、結果といたしまして1,660名、

これは微増でございました。入所系サービス費につきましては、1,572で、ここにつきまして、これは延べ数になっておりますが1,660名で、その他サービス給付につきましては512人を予定しております、結果といたしまして417件という状況でございました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第31号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第31号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第32号 専決処分の承認(平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第32号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第32号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第33号 専決処分の承認(平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第33号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第33号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第34号 専決処分の承認(平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第34号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第34号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第35号 専決処分の承認(平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第35号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第35号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第36号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の12頁をお開きください。

2款 総務費及び3款 民生費について、12頁から15頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

13頁の庁舎等の建設に関わる場所ですが、上の段にアドバイザー報酬費が11万ほどついています。いま町長との建設検討委員会が開かれて検討されている場所ですが、なぜこのアドバイザーが必要なのか、その理由についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。いま議員がおっしゃいますように、庁舎等の建設の検討委員会が2回すでに終わりました。その中で中央公民館周辺というふうな候補地が挙がっています。くらで病院と一体的に開発をするのが想定されるため、くらで病院建設の検討委員会の委員に都市デザインに精通する近畿大学産業理工学部の教授がいらっしゃいますので、一体化を考える上でもこの教授に適宜アドバイスを求めるためにアドバイザー報酬費として上げております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

ちょっとおかしくないですか。行政側からそもそも一体的なものとして考えているということで、このアドバイザーを必要とするわけでしょう。検討委員会はそういうように一体的に考えると、そういったことを含めて考えるわけで、一体的じゃないということ結論出すことだってあり得るわけでしょう。それをどうして、行政がそもそも一体的なものとしてそういうアドバイザーをつけるのですか。行政が最初に一体的な建設ありきでいっているということの裏返しになるのではないですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

そういう意味ではございません。近大の先生は都市工学、町全体のところを見ていただくという意味でセットしたものでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

全然、当初の課長の答弁と違うではないですか。そもそも検討委員会で都市工学がうんぬんよりも検討委員会というのがそもそも町長の諮問を受けて答申を出すべきところですから、それに横からアドバイザーの人がこうじゃないですか、ああではないですかと言うと、検討委員会の中で審議に邪魔というか、住民本位の考えから外れることになりかねないでしょう。むしろ、かえってアドバイザーのアドバイスが、いま流行りで言う、付度を受けてある方向に流していくという可能性があるから、私は必要ないと思いますが、どうですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

いま中央公民館の町営の野球場が病院の第1候補地となっております。その地質調査をしております。その中で地質調査の結果を見まして、そこもまた近畿大学の教授に意見をお伺いするためにもアドバイザーとして、ここで上げております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

庁舎等建設のところなのですが、市町村役場機能緊急保全事業債の適用条件を満たすために耐震診断を行うということになっている、839万7千円付いていますが、これは現在の庁舎の耐震診断を830万かけてやるということですかね。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

議員がおっしゃいます通りこの庁舎です。この庁舎の総務課から、旧館と言っているのですが、建設課の増築した部分は外して、総務課からこっち、そしてこの議事堂も含めてなんです。それと議会事務局がある、その3つを耐震診断して、この耐震診断をしてI S値というものを求めないことには、この市町村役場機能緊急保全事業の起債が受けられませんので、これが最低条件となっておりますので、耐震診断の調査業務委託料を上げております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

これは町の単費でやるわけでしょう。診断基準を満たしていないというのは明らかなのに、細かい数値まで出すためにこれだけのお金を掛けてしないといけないということ自体がちょっとおかしいのではないかというふうに思うわけです。機能緊急保全事業債を借りる上でも、例えば、コンパクトシティの関係も含めて機能をコンパクトにやるだとか、集中するだとかいうことも含めての事業債に入ってくるのではないかと思うのです。はっきり言って無駄なお金だというふうに思うわけです。国に資料を出すためのお金だけの話で、そこはちょっと交渉してという話はできないですかね。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

まず、事業債を受けるため私達も当然この昭和31年に建て60年経っているのです、それは必要ないでしょうということは思っていたのですが、県にヒヤリングに行った後に建設の情報センターというところでお伺いしているのですが、そちらの方は必ず事業債を受けるには耐震診断をした後に評価をして、I S値を出す、というのが必要条件となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それはそう言うでしょう。ちゃんと書いてあるのですから。項目の中に入っているのですから。だけど、ここでいろいろ論議してもしょうがないかもしれませんが、そこはやっぱりちょっと交渉して、少しでもそういうことにお金を掛けなくて、もっとこっちの方にお金を掛けるとかという方法をとれないものかと、町長の手腕に期待しております。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

実は私も東京に上京しました時に、財務大臣の麻生さんのところに行って、その件もお伺いしたのです。こんなことは無駄ですから何とかならないですかということを行いましたら、やはりこれを出さないと駄目だということみたいです。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

6款 農林水産業費及び7款 商工費について、14頁から17頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

8款 土木費及び10款 教育費について、18頁及び19頁について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

住宅耐震改修促進事業費で90万付いていますが、これの中身、件数またどういう改修なのかというのを分かれば教えてください。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

お答えいたします。平成28年度まで県の方で行っておりまして、市町村が窓口になっておりました事業がありました。これでは耐震改修費の20%、金額にして30万円上限の補助金が交付されるという制度でしたが、これが一旦昨年度で終わりました、平成29年度から32年度まで4年間新たに行うことが決まったということで、3月31日の日に県の方から連絡があったのですが、耐震改修費については今までの20%が25%となりますが、金額の上限は30万円が変わらないと。それと新たに新規の事業といたしまして、防災ベッド、耐震シェルターの購入設置というものに対して補助率23%、金額の上限15%で補助がされるというものでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

件数は。

○建設課長 白石 秀美君

一応補助の上限が、耐震の場合30万円、防災ベッド、耐震シェルターについては15万円ですので、その倍数にあたるところで90万円、去年も一応90万円、上限が3件分ということで上げさせていただいていましたので、それで今回まずは上げさせていただきました。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

上限30万というのは変わらずに、新たな項目も追加されたわけですが、結局これほとんど

ど使われていないですよ。補助率を20%から25%にして、あとシェルターなどに15万ほど付けても何ら変わらないのではないかと。新たに補正で付いたもので、やっと申請者がいたのかなと思って質問したわけですがそうじゃないのです。また予算で上げただけということなのでしょう。これは、県はどういうふうに言っているのでしょうか。ほとんど使われていない、県全体ではどういう状況なのか分ければ教えてください。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

県の方の状況について調査した数値が県の方から通知がありました。本町のように県の窓口となってやっている、特に自分のところで追加の補助とかをしていないという団体が24団体、追加の何らかの補助、これは金額的にはかなり幅がありますけれども、少ないところでは10万、20万、あるいは県と同じ額をとるところが結構多いかと思いますが、多い所では80万ぐらい補助されるというところもあります。それが大体33団体、残りの3団体につきましては、特に県の窓口ともなっていない、何もしていないという状況です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

私もこれの資料を持っていますが、使われない理由としては上限自体が少ない、住宅改修、耐震化するのにですね。ここを調査するだけで830万も掛かるわけで、それをまた実際に工事して耐震化にするということ言えば、半分以上の市町村が独自に県の分と合わせて、追加でやっているわけです。そうもしないと、なかなかこれは耐震化というのが進まないというふうに思うわけです。ぜひ町でもその分を追加というようなことで、新たな条例を設けるということやっていただきたいと思いますが、町長の考えをお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員の言われることは本当に重々私も分かっております。担当課と私、協議をしたのですが、これは使えないねということも話しておりましたし、県がどこまでの思いでこれを取組まれているのかということも、僕もそこは一抹の分からないところがございます。議員がおっしゃるように、当然のことながら最終的に個々の家での負担率というのがかなり多くなろうかと思しますので、ただ、うちの財政状況を鑑みますと、ドツときた時はどうなるのかということもちょっと考えなくてはいけませんので、これ、一旦お預かりさせていただいて、町村会を通じてこの辺の部分も、もう1回県の意向をお尋ねして、こちらもそれに対して取組んでいきたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

同じく19頁、上の段に城ヶ崎団地13号線の改良事業について、設計測量委託料が33万1千円付いています。これは当初予算でも200万程付いていたと思うのですが、どうして追加補正になったのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

城ヶ崎団地13号線の道路改良事業については、当初で予算、工事費が650万円と委託料200万円を計上させていただいておりますが、200万円につきましては、路線測量分といたしまして上げておりました。測量については委託するが、設計については自前で行おうという思いで予算措置をしておりましたが、4月1日付けの職員の配置の中で土木系の技術者が1名不足するような欠員の状況になりまして、体制的に年度内の完成をということで考えた時に、これは設計も委託に切り換えさせていただきたいということで、その設計に関する委託料分を追加させていただきました。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今回の理由はよく分かりましたが、今後についても工事については設計が伴ってくるわけで、そういったときに職員が足りないからということで、全てを委託にしていれば職員を雇用するよりも、かえって経費が掛かるようなことにもなりかねないのではないかなと思いますが、その辺については町長の答弁になるうかとは思いますが、どうですか。

○議長 星 正彦君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

町長ということでございますが、私の方から答弁させていただきたいと思えます。去年の暮れに1名建設課の技術職員が退職いたしました。その時点ですぐ採用というのはなかなか難しい状況でございましたので、こういった委託料の追加ということが発生したということでございますが、いま土木の職員の募集を行っています。早期にそういった職員の欠員等を解消したいということでいま進めておりますので、そこのところはご理解いただきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

8頁をお開きください。

歳入は一括して質疑をお受けします。

8頁から11頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第36号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第36号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第37号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成29年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第37号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第37号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第38号 地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

新たに介護サービス、それから在宅医療に関する業務を行うということで、定款の中に追加されるということですが、まずこの拠点はどこでやるのでしょうか。今度移転という話も出ていますが。老健施設は残しつつ、町立病院だけ移転という形ですか、どちらが拠点になってくるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

19条の7号なのですが、介護サービス等に関する業務を行うことというのは、居宅介護支援センターというものを本年の4月より開設しております。その拠点になりますのは老健

施設の事務室内で行います。それと、8号の在宅医療に関する業務に関することにつきましては、訪問看護ステーションというものを、これもまた29年4月から開設しております。拠点としては、病院の事務室の一画としております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

具体的に、いま居宅介護支援センター、それから訪看ステーション、これは訪問看護だけでなく訪問診察もやるのかどうかというのと、具体的にどういう業務を行っていくのかというのを分かれば教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

居宅介護支援センターというものは、自宅で介護サービスを受けるため、要介護者に最適なサービスを利用するために必要なケアプランを作成する事業所であります。訪問看護ステーションは、これまで訪問看護というものがくらはて病院にはありました。しかし、これまでくらはて病院の医師が主治医の患者に対して提供を行っておりましたが、ステーション化することにより、他の医療機関の医師からも指示書により訪問看護を行うことができるようになっております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

この両施設についても今年4月から開設しているということですが、3月の議会には、くらはて病院の中期計画が出されています。その際に、やはり在宅医療と介護の推進ということで、その中期計画の中にも入っているわけですね。なぜここで定款の変更が出されたのか、本来ならば3月の議会の定例会の時点で定款の変更を出すべきではなかったかと思いますが、いかがですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

議員ご指摘のとおり、今年4月より開設しております。この居宅介護支援事業と訪問看護ステーションの開設にあたりまして、県より現在の定款の第19条に示す業務の範囲に該当しないと、この業務の中には入っていないということが判断されました。しかし、4月の開設の許可はされておりますが、その中で直近の議会で議決を受け、福岡県に提出することが要件として開設の許可を受けております。文言に対しても、同一事業を行っております地方独立行政法人芦屋中央病院が定款に記載している文言をそのまま利用しておりますので、それ

は福岡県の確認はあらかじめっております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

ということは、県から指摘されて定款の変更をしたということですから、それ自体が恥ずかしいことじゃないですか。3月で間に合わないのなら、中期計画を作る時点でこういった在宅医療だとか介護の推進をするというふうになっているわけですから、当然そこは定款との照合をして、この定款にそぐわないところがあるのならば、本来、先に定款の変更をしてから事業を始めるべきだと思います。そういった意味からすれば、怠慢とは言いませんが、行政として非常に由々しき問題ですよ。他の県から指摘されて定款の変更を出すということ自体、非常に問題があるというふうに思いますが、町長はいかが考えていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。議員の言われることも最もだと思います。ですが、一つは病院が独立しています。独立行政法人になっています。我々が行政としても、いつも病院を監視しているわけではございませんので、その辺のところ、向こうが業務を進めるところに至っては、多分連携が少し取れていなかったのではないかなと思っております。その辺につきましては、お詫びを申し上げたいなとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

中期計画も中期構想に基づいて中期計画が出ているわけです。町長が中期構想を出しているわけです。それに基づいて病院が中期計画を作ってきて、こういう業務をしたいというふうに言っているわけで、また、そもそも独立行政法人くらで病院の開設者は鞍手町ですよ。鞍手町が開設者であって、定款をよく認識していなくてそこに漏れがあったこと自体が問題なのです。そういうことを、もうちょっとしっかりしてもらわないと、要するに遡及して交付の日から施行し、4月1日から適用すると。これ自体が問題だと思います。こういうことがないように、きちんと行政として業務をしていただかないと困るし、町長は町長で、1から10までくらで病院を監視することはできないとかを言うわけでなくて、くらで病院は鞍手町が開設しているわけですから、きちんとそこところは把握してもらうようにしてもらわないと困ります。答弁を求めます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃるように、町が開設者とちゃんと病院の定款に書いています。開設者は鞍

手町ということになっています。今回におきましては、私の部下に対する指導不足だったと思っております。本当に申し訳ございません。以後しっかりと取組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第38号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第38号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第39号 専決処分の承認(平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第39号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第39号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第40号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第40号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第40号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日15日から19日までの5日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日15日から19日までの5日間は委員会審査のため休

会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 14時06分